特定医療法人承認要件自己チェックシート　　法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

基本項目	適正
定款（案）等において、持分の定めがない旨を規定しているか	□
※　申請書提出の日が取消日の翌日から３年を経過しているか	□
※　前事務年度以前にも事前審査を受けている場合、その際の指摘事項を改善したことが確認できる書面は提出されているか	□
１号要件（証明書の交付を受けること）	
厚生労働省から証明書の交付を受けているか	□
２号要件（運営組織が適正であること）	
厚生労働省が発遣する医療法人関係通知等に従い運営されているか	□
モデル定款・寄附行為例に準じた定款（案）等を備えており、諸規程の内容が適正なものになっているか	□
理事６人、監事２人、評議員12人以上になっているか	□
理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち、親族関係を有する者及びこれらと特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも３分の１以下であるか	□
定款その他諸規程に従って理事会等を開催しているか	□
理事会等が開催された都度、議事録を作成しているか	□

	２号要件（運営組織が適正であること） ３号要件（役員等への特別の利益がないこと）	適正	
		二号	三号
給与等の支給	役員や役員の親族等に対して、不相当に高額な給与が支給されていないか	□	□
	医師や職員の給与（賞与、退職金を含む。）が給与規程に基づき支給されているか	□	
	特殊な事情により規程に基づかない採用をするときは、理事会等に諮った上で個別契約を結んでいるか	□	
	役員報酬の金額について、社員総会等の承認を得ているか	□	
	住宅手当の支給及び住居費の徴収は福利厚生規程等に基づき適正に行われているか	□	
	その他の各種手当について、規程に基づき適正に支給されているか	□	
	役員や役員の親族等の個人的な費用を法人が負担していないか		□
資産の運用	住宅貸付、福利厚生設備の利用について、職員全員に周知され、福利厚生規程等に基づき適正に行われているか	□	
	役員や役員の親族等のみに住宅、設備を利用させている又は他の従業員に比し有利な条件で利用させていないか		□
	法人の所有する資産を役員や役員の親族等に無償又は著しく低い価額で譲渡していないか		□
	役員や役員の親族等から資産を過大な賃貸料で借り受けていないか		□
	役員や役員の親族等から資産を過大な対価で譲り受けていないか		□
	役員や役員の親族等から法人の事業上必要のない資産を取得・賃借していないか		□
金銭の貸借	役職員への貸付金は、契約書を作成し、適正な利息を徴収しているか	□	
	役職員への貸付金は全員に周知され、福利厚生規程等に基づき適正に行われているか	□	
	役員や役員の親族等に対する貸付けは、他の従業員に比し有利な条件となっていないか		□
	役員や役員の親族等からの金銭の貸借に当たって、過大な利息を支払っていないか		□
	職員でない役員の親族等に対して、金銭の貸付けを行っていないか		□
その他	役員や役員の親族等が、役員等の選任に関して、特別の権限を付与されていないか	□	□
	役員や役員の親族等（その関連する法人を含む。）と不適正な価額で物品の販売等の契約を行っていないか		□
	役員や役員の親族等が関連する企業等に対し、業務内容に比して過大な委託費が支払われていないか		□
	役員や役員の親族等に対し、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えていないか		□

４号要件（残余財産を国等へ帰属させること）	
定款（案）等において、解散した場合に残余財産を国等へ帰属させる旨の定めがあるか	□
５号要件（経理が適正に行われていること）	
取引の記録と帳簿書類の保存（事業年度終了の日の翌日から２月を経過した日から７年間）が適正に行われているか	□
費途が不明な資金がないか（不適正な経理が行われていないか）	□
６号要件（法令違反、隠蔽又は仮装、公益に反する事実がないこと）	
法令違反その他公益に反する事実はないか	□
帳簿書類に取引の隠蔽又は仮装の事実はないか	□

【留意事項】

１　このチェックシートは、特定医療法人の承認を受けるに当たっての事前審査申出の際、又は、既に承認を受けている場合で定期提出書類を提出する際に、承認要件を満たしているかの自己チェックのためにご活用ください。

２　特定医療法人の承認を受けようとする場合は、申請事業年度及び過去３事業年度において２、３、及び６号要件を満たしているかご確認ください（１号要件は申請の時の直近に終了した事業年度、４号要件は申請事業年度が確認対象となります。）。
　なお、平成30年４月１日以後に開始する事業年度から５号要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

３　※については、特定医療法人の承認を受けようとする場合のみチェックしてください。

４　チェックシートにある承認要件を満たさない場合、又は、満たさなくなった場合は、所轄の国税局（沖縄国税事務所を含みます。）の担当部署までご相談ください。